

愛知県公契約に関する協議の場

と き：平成31年3月13日（水）

ところ：アイリス愛知

協議の場の位置づけ

- 条例第10条に基づき、公契約に関する取組を効率的、かつ円滑に行うため、関係団体、学識経験者で構成する会議を開催
- 公契約に関する話題や公契約条例の運用状況について意見交換



議 題

1. 愛知県公契約条例の取組等

(1) 社会的価値の実現

ア 実施状況と項目の追加

イ 指標の分析

(2) 労働環境の確認

ア 実施状況

イ 労働環境の改善事例

(3) 社会保険等の加入状況の確認

(4) 公共工事における完全週休2日制の実施

2. 県内市町村の公契約条例制定状況

愛知県公契約条例の取組等

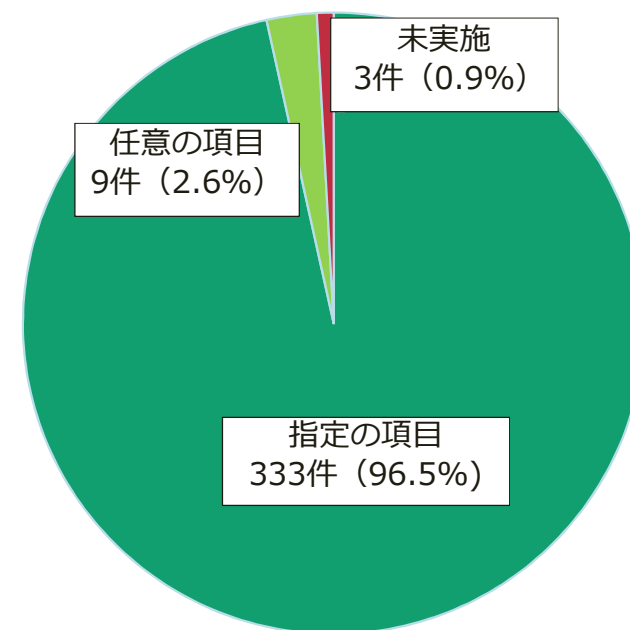
社会的価値の実現

実施状況と項目の追加

社会的価値の実現とは

■ 契約手続において、事業者の社会的責任としての取組を評価することで、県の施策を推進

- 県が推進する施策12指標を評価項目として設定
- 平成30年度は、9月までに契約締結した企画競争345件中、333件において評価を実施



評価実施 345件

12の項目で評価

■ 条例第8条

- 1号
環境に配慮した事業活動
- 2号
障害者等への就労支援
- 3号
男女共同参画社会の形成
- 4号
仕事と生活の調和
- 5号
その他

- ISO14001 ■ エコアクション21 ■ KES
- エコステージ のいずれかの認証
- 障害者法定雇用率の達成
- 女性の活躍促進宣言
- あいち女性輝きカンパニー認証
- 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録
- あいちっこ家庭教育応援企業賛同
- あいちエコモビリティライフ推進協議会加入
- エコ通勤優良事業所認証
- 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録

3つの指標を項目に追加

平成31年4月1日以降に締結する契約から3指標を追加

■ 条例第8条

■ 1号

■ 自動車工コ事業所の認定

自動車環境改善に積極的な事業所を知事が認定する制度

■ 3号

■ えるぼし認定

女性の活躍推進の取組が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度

■ 4号

■ くるみん及びプラチナくるみん認定

従業員の子育て支援が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度

自動車エコ事業所の認定

■ 制度の概要

- エコカー導入や公共交通機関利用促進等、「あいち自動車環境戦略2020」に基づき、エコカーを導入したり、公共交通機関の利用促進に積極的な事業所を知事が認定

■ 主な認定基準

- エコカーの導入台数、割合
- 通勤時の公共交通機関利用者の割合
- アイドリング・ストップ機能付自動車の割合
- グリーン配送制度の導入
- EV・PHV充電設備の整備

■ 認定事業者数〔平成30年12月末〕

- 県内112事業所



自動車エコ事業所表示板

えるぼし認定

■ 制度の概要

- 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定（満たす項目数に応じて3つの認定段階）

■ 認定基準

- 採用における男女競争倍率
- 継続就業の男女比率
- 法定時間外・休日労働時間数
- 管理職の男女比率
- 多様なキャリアコースの整備



1段階目の認定マーク
（1～2項目を満たす）



2段階目の認定マーク
（3～4項目を満たす）



3段階目の認定マーク
（5項目を満たす）

■ 認定事業者数〔平成30年12月末〕

- 全国775社
- うち県内34社

くるみん及びプラチナくるみん認定

■ 制度の概要

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定（項目を満たす水準に応じて2つの認定段階）

■ 主な認定基準

- 男性育児休業取得割合
- 育児短時間勤務の措置
- 法定時間外・休日労働時間数
- 重大な労働関係法令違反の有無

■ 認定事業者数〔平成30年12月末〕

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ■ くるみん | ■ 全国3,032社 | ■ うち県内119社 |
| ■ プラチナくるみん | ■ 全国 259社 | ■ うち県内 5社 |



くるみん認定マーク



プラチナくるみん認定マーク

社会的価値の点差によって逆転した事例

区 分		配点	A社	B社
品質		40	34.1	32.3
価格		30	23.6	30.0
実施体制		20	16.4	16.3
社会的価値の実現		10	8.0	3.0
	環境に配慮した事業活動	2	2.0	0.0
	障害者等への就業支援	2	2.0	2.0
	男女共同参画社会の形成	2	2.0	1.0
	仕事と生活の調和	2	1.0	0.0
	その他	2	1.0	0.0
合 計		100	82.1	81.6

指標の分析

あいち女性輝きカンパニー

更なる女性の活躍に向けたメッセージを知事が発信

■ 概要

平成30年4月に、大村知事が、県内の企業経営者の皆様に対して、更なる女性の活躍を促すメッセージを発信
この「知事メッセージ」を携えて、宮本副知事が県内の経済5団体を訪問し、傘下企業への働きかけを要請

■ 要請書の手交



平成30年4月16日
愛知県経営者協会会長へ要請

■ 経済5団体

- 愛知県経営者協会
- 愛知中小企業家同友会
- 愛知県中小企業団体中央会
- 愛知県商工会連合会
- 愛知県商工会議所連合会

企業経営者の皆様へ

更なる女性の活躍に向けて

愛知県における男女共同参画行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中、社会・経済の活力を維持・発展させるためには、女性の活躍が不可欠であります。

県は、これまで、「女性の活躍促進宣言」の募集、「あいち女性輝きカンパニー」の認証、「女性の活躍促進サミット」の開催など、企業の皆様の御協力を賜りながら、様々な取組を通じて、女性の活躍を促進してまいりました。

企業の皆様におかれましても、女性の採用・就業継続・職域拡大・登用などの取組を積極的に進めていただき、こうした取組の成果として、職場における女性の定着は相当に進み、役員や管理職として活躍する女性も増加してきているところです。女性をはじめとする多様な人材の活躍は、企業の競争力強化にもつながり、「女性役員の比率が高い企業、女性管理職が増加している企業ほど業績が良い」というデータもあります。

現在、中小企業を中心に、人材不足が深刻な課題となる中、本県がこれからも持続的に発展し、「日本一元気な愛知」、「すべての人が輝く愛知」を実現するためには、更なる女性の活躍が必要であります。

県といたしましては、今後も様々な施策を通じて、女性の活躍促進をより一層図ってまいりますので、企業経営者の皆様におかれましても、女性が働き続けられる環境の整備はもとより、女性の職域拡大・役員や管理職への登用に向けて、各企業の実情に応じた形での取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

平成30年4月9日

愛知県知事 大村 秀章

あいち女性の活躍促進サミット2018

■ 概要

企業トップの意識改革と「女性の活躍」に向けた気運の醸成を図るため、平成30年11月27日に「企業が変わる 社会を変える 女性の活躍！」をコンセプトに基調講演、好事例発表、パネルディスカッションを実施〔288名参加〕



■ 「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰式



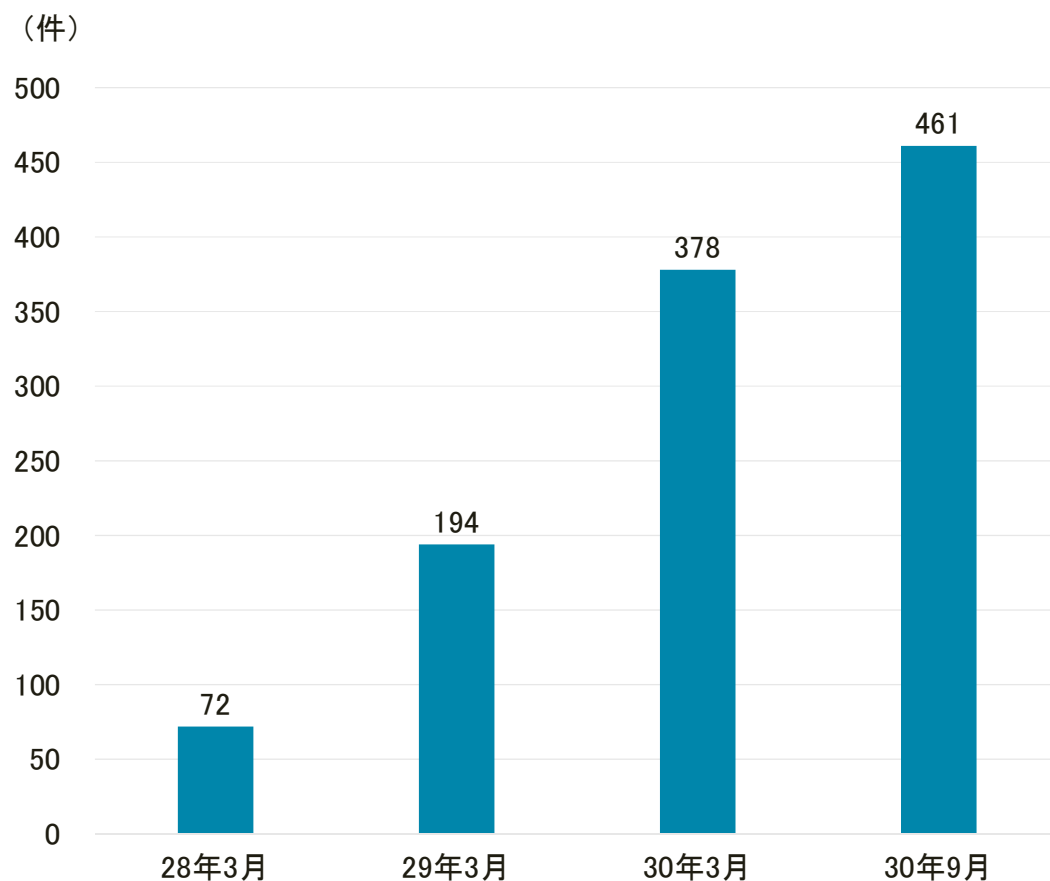
← 「あいち女性輝きカンパニー」の中から優れた取組を実施している企業を5社表彰

- 大村愛知県知事（中央）
- 宮本愛知県副知事（中央向かって右隣）



あいち女性輝きカンパニー
ロゴマーク

指標の推移



- 平成28年3月から平成30年9月までの2年6か月で6.4倍（389件増）
- 各部局の企画競争や建設工事の総合評価競争入札において、認証事業者を加点
- こうした加点も認証取得の動機の一つ

愛知県ファミリー・フレンドリー企業

あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2018

■ 概要

「愛知県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社の取組等を企業に呼びかけ、賛同事業所を募り、県内のワーク・ライフ・バランス推進の気運醸成を図る

■ 取組の内容

- 愛知県内一斉ノー残業デー [平成30年11月21日(水)]
- 11月中の定時退社 (11月21日を除く)
- 「ノー残業デー」の設定・実施
- 年次有給休暇の取得促進
- 多様で効率的な働き方
- 育児や介護との両立支援
- メンタルヘルス対策
- 管理職や働く人の意識改革

■ 県内延べ42,694事業所が賛同

あいち
ワーク・ライフ・バランス
推進運動2018

仕事と生活を考える
はじめの一步

賛同事業所募集中!
募集期間 2018.7/10~11/30

愛知県内の企業・団体・事業所が御賛同いただけます。

11.21 愛知県内一斉 ノー残業デー	愛知県内一斉ノー残業デー (11月21日)	11月中の定時退社 (11月21日を除く)	ノー残業デーの設定・実施 (指定の日付や曜日)
年次有給休暇取得促進	多様で効率的な働き方	育児や介護との両立支援	
メンタルヘルス対策	管理職や働く人の意識改革		

取組は1つからでも参加できます。
詳しくは愛知県申請書を御参照ください。

詳しくは [あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2018](#) **検索**

あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会
構成団体 日本労働組合総連合会(労働組合連合会)、愛知県労働組合連合会、愛知県労働者協会、愛知県中小企業連合会、
愛知県商工労働会、愛知県労働、生活連帯、公益財団法人愛知県労働協会、愛知県

あいち働き方改革サポートセミナー

■ 概要

企業の働き方改革に対する取組を支援するため、人事労務担当者を対象としたセミナーを開催〔526名参加〕



■ 導入講座〔計9回開催〕

- 第1部 「労働基準法など働き方改革関連法の改正について」の説明
- 第2部 「ゼロからはじめる働き方改革」の講義
- 第3部 愛知県社会保険労務士会による個別相談会

■ 実践講座〔計6回開催〕

- 第1部 「長時間労働の是正」「仕事と介護の両立支援」「テレワーク」関連法の説明
- 第2部 「長時間労働の是正」「仕事と介護の両立支援」「テレワーク」の講義
- 第3部 愛知県社会保険労務士会による個別相談会



あいち働き方改革推進サミット

■ 概要

働き方改革に対する企業トップの取組を促進するため、平成31年2月13日に「経営戦略としての働き方改革」をテーマとした基調講演、パネルディスカッションを実施〔295名参加〕



■ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰式



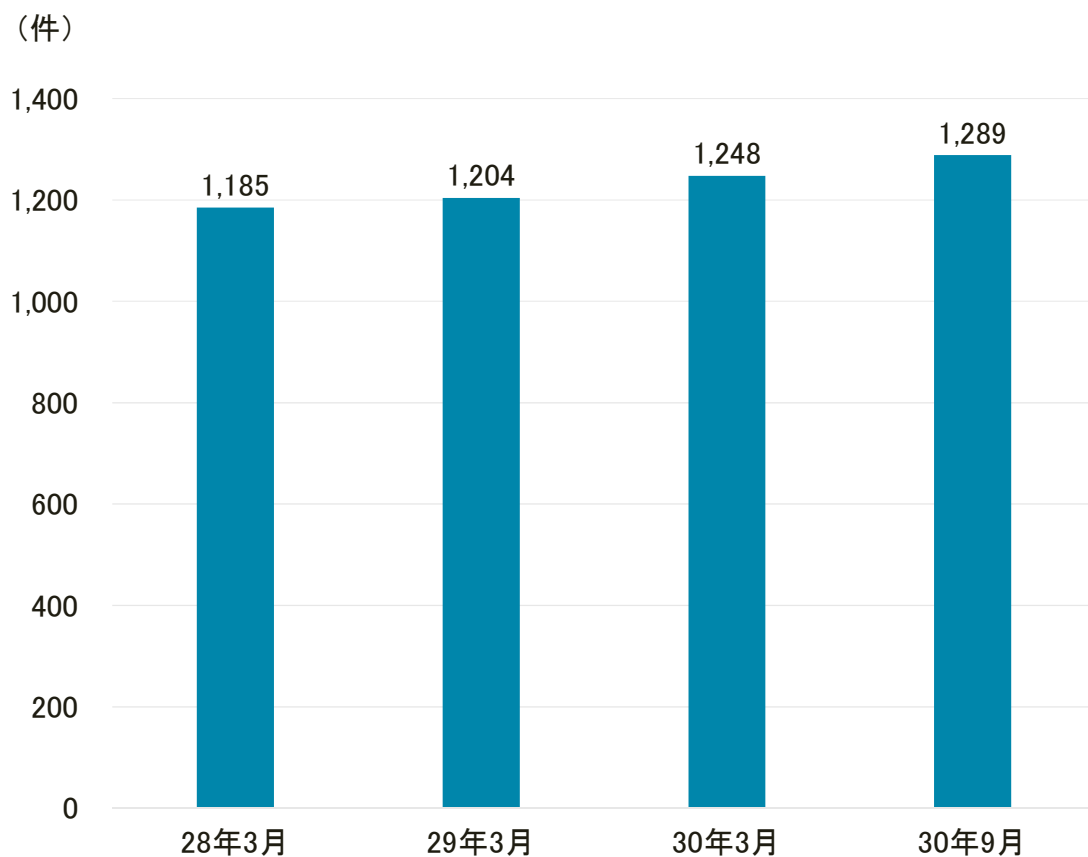
←「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の中から他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業を8社表彰

- 愛知県知事（中央）



愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク

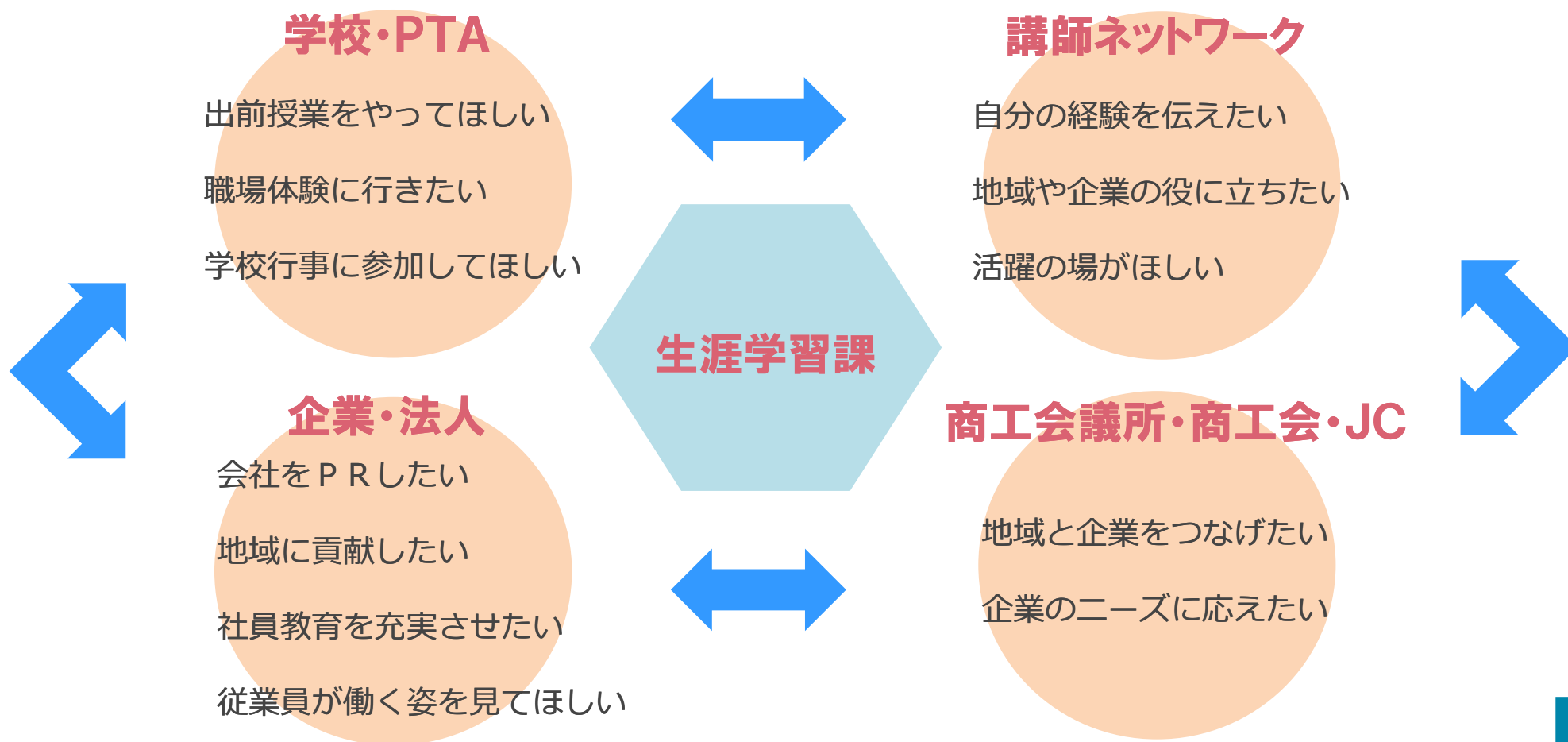
指標の推移



- 平成28年3月から平成30年9月までの2年6か月で1.1倍(104件増)
- 各部局の企画競争において、登録事業者を加点
- 建設工事の入札参加資格者名簿登録時の加点項目に採用

あいちっご家庭教育応援企業

様々なニーズを県教委がコーディネート



多彩なテーマで研修

職場内家庭教育研修会

- 出会いとコミュニケーション
- 私の子育てロマン
- ストレスとうまくつき合う方法
- 「親の温もり」を伝えよう
- 上手なほめ方と叱り方
- 子どもの食事と発達
- 人間関係のヒント
- 親と子の未来をひらくコーチング
- 勇気づけて共に育つ など



学校の職場体験を受け入れ



日本街路灯製造株式会社（名古屋市）



エスペックミック株式会社（大口町）



東浦土建株式会社（東浦町）



有限会社前田自動車（稲沢市）

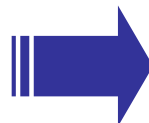


愛知県厚生事業団（東栄町）

賛同企業を拡げる

開拓先をリストアップ

- 知り合いの紹介、口コミ
- 経済団体、業界団体の会員企業
- 県庁の入札参加企業
- 折り込みチラシの求人広告 など



メールやFAXで紹介

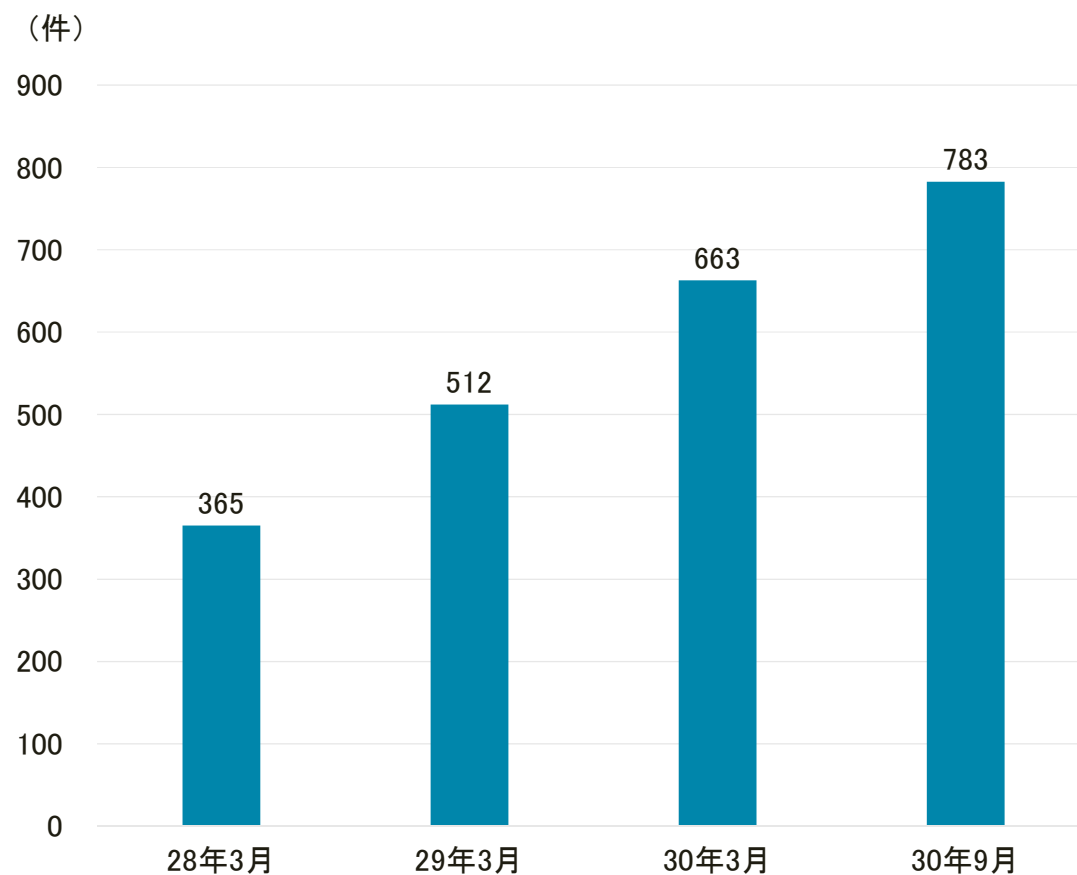
- 相手先ごとに文面を変える
- メリットを分かりやすく伝える
- 懇切丁寧な対応
- 相手先の要望に合わせたメニュー作り

賛同企業が飛躍的に増加

公契約のメリットもアピール



指標の推移



- 平成28年3月から平成30年9月までの2年6か月で2.1倍(418件増)
- 各部局の企画競争において、賛同事業者を加点
- 加点項目となっていることを、企業に積極的に宣伝

労働環境の確認

実施状況

労働環境の確認とは

- 公契約のもとで働く労働者の労働環境の改善を図るため、事業者の労働関係法令の遵守状況を確認
 - 対象となる契約
 - 予定価格6億円以上の工事請負契約
 - 予定価格1,000万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約



確認項目

- 労働条件に関する事項（5項目）
 - 安全衛生に関する事項（5項目）
 - 賃金に関する事項（3項目）
 - 労働環境の改善に向けた取組（自由記述）
- 愛知県独自の項目
 - ストレスチェックの実施
 - 労働環境の改善に向けた取組

様式第1(第3条関係) 労働環境報告書

区分	項 目	回 答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間（1日8時間以内かつ1週40時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36協定）を届け出ていますか。 (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。（年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。）	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。（常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。）	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。（常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。）	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。（口座振込を含む。）	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。（時間外又は深夜：2割5分以上、休日：3割5分以上、時間外かつ深夜：5割以上、休日かつ深夜：6割以上）	
取組事例	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
	⑭ 労働環境の改善に向けて、積極的に取り組んでいますか。 (具体的な取組を記入してください。)	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

提出状況

■ 報告対象となる公契約の締結状況〔平成30年12月末〕

契約内容	工事請負契約	業務委託契約	計
平成28年度	7契約	0契約	7契約
平成29年度	23契約	12契約	35契約
平成30年度	16契約	14契約	30契約
合計	46契約	26契約	72契約

■ 労働環境報告書の提出状況〔平成30年12月末〕

契約内容	工事請負契約	業務委託契約	計
平成29年度	241件	10件	251件
平成30年度	373件	14件	387件
合計	614件	24件	638件

労働環境の改善事例

安全対策・健康管理・メンタルヘルス

- 安全ミーティングを開催し、従業員からの提案を積極的に採用
- 産業医・保健師による健康相談窓口を設置
- 問題や悩み事を抱え込まないよう、積極的にコミュニケーションをとる



暑さ対策

- 現場事務所にエアコン、清風機を設置
- 遮熱作業服、遮熱ヘルメットを支給
- ウォーターサーバーを設置



女性に対する配慮

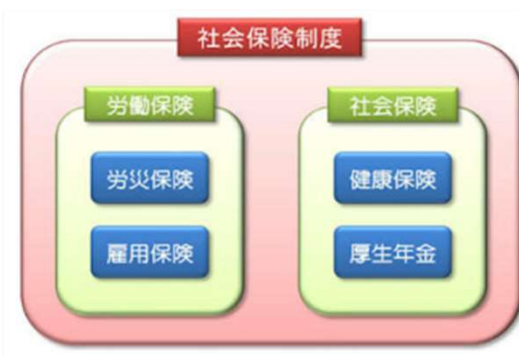
- 現場事務所にロッカールーム、専用シャワー室、水洗トイレを設置
- 女性安全パトロール隊の結成
- 出産・育児休暇の取得促進



社会保険等の加入状況の確認

入札参加資格者名簿登載時の確認

- 入札参加資格者名簿登載時に、事業者の健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況を確認



- 建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務

名簿登載 4,968事業者 (加入は資格審査要件) [平成31年2月1日現在]

- 物品・役務等

名簿登載 8,165事業者 [平成31年2月1日現在]

〔	うち加入義務あり	7,748事業者	〕
	加入	7,645事業者	

建設業者の社会保険等未加入対策の強化

■ 概要

国土交通省からの要請により、建設部、農林水産部及び企業庁が発注する全ての建設工事について、元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約を禁止

■ 一次下請契約からの排除

- ・平成28年4月1日以降に入札公告する工事から実施
- ・違反があった場合には、元請業者に対し制裁金請求等の措置

■ 二次以下の下請契約からの排除

- ・平成30年4月1日以降に入札公告する工事から実施
- ・違反があった場合には、元請業者から違反下請業者に対し加入を指導

公共工事における完全週休 2 日制の実施

完全週休 2 日制工事

■ 概要

若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保に向け、土曜日、日曜日を休工とする完全週休 2 日制工事を実施

■ 対象工事

■ 発注者指定型〔平成28年度から実施〕

- ・ 完全週休 2 日の確保が可能な設計金額5,000万円以上の新設工事

■ 受注者希望型〔平成29年度から実施〕

- ・ 受注者自らが取り組むことにより、労働環境の改善を図る。
- ・ 発注者指定型以外のすべての工事（土曜日、日曜日に作業を行う必要がある工事を除く）

実施状況

■ 完全週休 2 日制工事の実施状況

発注年度	発注者指定型	受注者希望型	計
平成28年度	18件	—	18件
平成29年度	20件	80件	100件
平成30年度※	19件	54件	73件
合 計	57件	134件	191件

※平成30年11月末時点

■ 完全週休 2 日の達成率※

発注年度	達成率	備 考
平成28年度	89%	
平成29年度	95%	平成31年1月末までに完了した93件の工事を対象に集計
平成30年度	89%	平成30年11月末までに完了した19件の工事を対象に集計
全 体	93%	

※完了工事のうち、土曜日、日曜日を休工とした週間数の割合が90%以上であった工事件数の割合

入札において加点評価

■ 目的

建設部発注工事における総合評価方式の評価対象とし、受注者希望のさらなる普及を促進

■ 概要

- 「完全週休2日制工事」の取組が実施できた工事に対して取組証を発行
- 取組証が発行された「完全週休2日制工事」と同業種の発注工事において評価
- 平成31年度の発注工事から適用

県内市町村の公契約条例制定状況

6市において制定

■ 豊橋市	平成28年	4月	1日施行
■ 碧南市	平成29年	7月	1日施行
■ 大府市	平成30年	4月	1日施行
■ 尾張旭市	平成30年	4月	1日施行
■ 豊川市	平成30年	9月27日公布	平成31年 2月 1日施行
■ 田原市	平成30年	12月17日公布	平成31年 4月 1日施行

